

# 令和3年度 「協働と参画」推進助成 (テーマ別助成・一般助成) 募集のご案内

申請受付 令和3年6月15日(火)～令和3年7月8日(木)

対象活動

【テーマ①】 孤立しがちな家庭への支援

①-1 ひとり親家庭への支援

①-2 こども・若者ケアラー(ヤングケアラー)への支援

【テーマ②】 多文化共生のまちづくり

【テーマ③】 地域活動におけるICT活用時の課題解決

【一般】 テーマ①～③以外に、地域課題の解決に取り組む活動

神戸市では、市民と市との協働と参画のまちづくりを推進し、市民の知恵と力とが生きる、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会を実現するため、平成16年3月に「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を制定しました。この条例では、市民一人ひとりが自律し、地域社会の一員としての自覚を持つことや、市民と市とがお互いの役割を尊重し、共に課題解決に取り組むパートナーシップ関係を築くことの重要性が示されています。

「協働と参画」推進助成制度は、この条例の理念に基づき、市民が自ら企画・提案し、実施するよりよい地域づくりのための活動を支援することにより、地域のカと市民の活力を高めようとするものです。

神戸市

# 神戸市「協働と参画」推進助成とは

神戸市では、市民のみなさんとの「協働と参画のまちづくり」をすすめています。

この助成は、行政だけでは気づかない・解決できないまちづくりの課題を、市民のみなさんのアイデアを活かし、行政とともに解決していく「協働の取り組み」を支援するものです。

## 「協働と参画」推進助成のはじまりと目的

神戸市では、阪神・淡路大震災を契機として、新たな市民活動が芽生えました。

このとき生まれた、「自分たちの手で暮らしやすいまちにしていこう」という皆さんの思いを、以後も絶やさず、さらに発展させていくために、この助成制度ができました。

よりよい地域づくりのため、**市民と行政とがともに取り組む活動を支援**することで、協働と参画のまちづくりが広まることが「協働と参画」推進助成の目的です。

## テーマ別助成・一般助成とは…

- 1 市民のみなさんが自ら企画し実施する活動
- 2 市民のみなさんと行政が「協働」で行う活動
- 3 よりよい地域づくりのための活動

これらすべてに当てはまる活動に対する助成です（※この他にも要件はあります）。

## 協働とは…

- ・ 市民と行政がお互いの役割を分担し、協力する取り組みです。
- ・ 市民と行政がお互いの思いを出し合って、ともに考える取り組みです。
- ・ 市民と行政がともに取り組み、相乗効果によって、よりよいまちづくりを目指す活動です。

## 「協働と参画」推進助成の特徴

- ・ 市民と行政との協働をすすめるためのきっかけづくり …………… 神戸市つなぐラボがコーディネートします
- ・ 市民提案型の活動助成 …………… 市民のみなさんのアイデアを協働でカタチにします
- ・ マッチングファンド方式 …………… 市民と行政が活動に必要な資源を出し合う方式です

# 目次

<b>§ 1</b>	<b>申請内容</b>	<b>P 3</b>
1	対象団体	P 3
2	対象活動	P 3
3	対象活動期間	P 6
4	助成金額及び助成総額	P 6
5	対象経費	P 8
<b>§ 2</b>	<b>申請手続き</b>	<b>P 10</b>
1	募集期間	P 10
2	提出書類	P 10
3	申請書提出先及び提出方法	P 10
4	提出期限	P 10
5	ヒアリング	P 11
6	事前説明会	P 11
7	その他、申請に関する注意事項	P 11
<b>§ 3</b>	<b>助成金限度額・助成金申請額の計算方法</b>	<b>P 12</b>
1	申請様式を書く前に	P 12
2	助成金限度額の計算方法	P 12
3	助成金申請額の計算方法	P 13
4	収支予算書の記入方法	P 13
5	書き方例	P 14
<b>§ 4</b>	<b>審査</b>	<b>P 20</b>
1	申請書類による要件審査（一次審査）	P 20
2	公開企画提案会（二次審査）	P 20
3	審査結果の発表	P 21
<b>§ 5</b>	<b>採択後の手続き・活動報告等</b>	<b>P 22</b>
1	採択後の主な流れ	P 22
2	活動内容の変更	P 22
3	活動報告	P 22
4	助成金額の確定	P 23
5	助成金の交付	P 23
6	助成金交付の特例	P 23
7	助成金の取り消し	P 23
8	活動記録の保存及び情報公開	P 23
9	公開活動報告会の実施	P 24
10	その他	P 24
	<b>神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱</b>	<b>P 25</b>
	<b>「協働と参画」推進助成についてのQ&amp;A</b>	<b>P 33</b>

## § 1 申請内容

### 1 対象団体

企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体で、かつ、以下の要件を満たす団体であること。

- ・ 市内に活動拠点があること
  - ※ 団体の所在地が市外であっても、支部等の活動拠点が市内にある団体は対象です。
- ・ 営利を主目的とした団体でないこと
- ・ 暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体でないこと
- ・ 令和3年8月4日（水）に開催する公開企画提案会に出席できること
- ・ 令和4年6月頃に開催する公開活動報告会に出席できること

### 2 対象活動

神戸市が提示するテーマに沿って神戸市と協働で取り組む活動（テーマ別助成）。もしくは、地域課題を神戸市と協働で解決していく活動（一般助成）。

#### 【テーマ別助成】

##### (1) テーマ① 孤立しがちな家庭への支援

テーマ①として下記2つを募集します。どちらか1つを選択して応募しても、①-1、①-2を合わせた提案で応募してもかまいません。

##### ①-1 ひとり親家庭への支援

###### (i) 趣旨

就労しながらひとりで家事・育児を担わなければならないひとり親家庭の保護者は、子育てに対する不安や孤立感を感じていたり、仕事と子育ての両立に悩んでいたりすることが多くあります。また、生活に困窮している家庭も存在しているのが実情です。そのような状況は、新型コロナウイルス感染拡大の影響でより深刻になってきています。

そこで、本テーマでは、ひとり親家庭の保護者の不安や悩みに対して支援する取り組みや、こどもも含めたひとり親家庭への生活の支援を行う取り組みの提案を募集します。

###### (ii) 付帯条件

単なる1回きりのイベントに留まらないこと。

###### (iii) 活動例

- ・ SNSを活用するなど、ひとり親家庭の保護者が時間や場所を気にせず相談できる仕組みをもった相談窓口
- ・ ひとり親家庭の親子が安心して集え、交流できる居場所づくり
- ・ ひとり親家庭を対象にした学習支援や食事支援

## ①-2 こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）への支援

### (i) 趣旨

障がいや病気のある家族、幼いきょうだいなど、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）」に対し、神戸市では、令和3年度より、支援を強化(※)することとされていますが、神戸市が現在計画中の支援以外にも必要とされている支援や、新たな視点での支援方法もあるのではないかと考えています。

本テーマでは、NPO等の団体としての強みを生かし、「こども・若者ケアラー（ヤングケアラー）」を早期に発見し、必要な支援につなげる活動や、その仕組みづくりを進める提案を募集します。

### (ii) 付帯条件

単なる1回きりのイベントや支援・集会に留まらないこと

### (iii) 活動例

- ・ こども・若者ケアラーを早期に見つける仕組みづくり、啓発活動
- ・ 家族のケアと仕事との両立を支援する取り組み
- ・ SNSを活用し、オンライン上で、相談対応や当事者同士の意見交換ができる取り組み

※「ヤングケアラー」は一般的に18歳未満の児童を指しますが、神戸市では20代の方も含めて「こども・若者ケアラー」と呼び、すでに下記3つの支援事業を実施・計画中です。

- ・ 相談・支援窓口の運営（6月1日開設）
- ・ SNS等を活用した上記窓口の当事者向け広報
- ・ 交流・情報交換の場づくり事業（6月下旬公募開始予定）

詳細は下記URLを参照ください。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamono\\_carer.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a06448/kodomowakamono_carer.html)

## (2) テーマ② 多文化共生のまちづくり

### (i) 趣旨

神戸市内では、近年、ベトナム人を中心にアジアからの転入者が急増しています。これらの外国人転入者が日本で生活をされるにあたり、地域においては、日本との文化の違いから、ごみ出しの方法等で課題が出てきています。また、防災や防犯活動、地域行事への参加など、在住外国人を孤立させない取り組みが必要と考えています。

そこで、本テーマでは、在住外国人と日本人の相互理解を図り、お互いに必要な情報を伝達し、安全で安心な住みよいまちづくりを進めていくための取り組みの提案を募集します。

### (ii) 付帯条件

単なる1回きりのイベントに留まらないこと。

(iii) 活動例

- 地域行事への在住外国人の参加促進
- 外国人児童への学習支援を通じた交流活動
- 在住外国人、外国人支援団体、日本人住民をつなぐ仕組みづくり

※活動に際し通訳・翻訳が必要な場合は、「神戸市多文化交流員」を活用することも可能です。

(3) テーマ③ 地域活動における ICT 活用時の課題解決

(i) 趣旨

with コロナ時代における生活様式の変化もあり、各地で ICT（情報通信技術）の活用が急激に広がっています。地域課題の解決に取り組む団体においても、オンラインで集まる場を設けたり各種教室を実施したりするなど ICT を活用することで活動の幅を大きく広げている団体があります。その一方で、興味はあるが導入にまで至っていない団体や、導入してもうまく活用できていない団体も存在します。

そこで本テーマでは、地域活動に取り組む団体や NPO が ICT を活用する際に直面する課題に対して、その解決を目指す取り組みについて提案を募集します。

(ii) 付帯条件

単なる 1 回きりのイベントや勉強会に留まらないこと

(iii) 活動例

- ICT の活用により地域団体や NPO の業務の効率化、コミュニケーションの円滑化をサポートする活動
- ICT を活用した新たなサービス提供を目指す団体に対する、技術面や機器導入時の様々な支援活動
- 地域団体や NPO が ICT を活用するうえで必要となる情報、マニュアル、事例などの整理や発信

**【一般助成】**

- テーマ①～③以外に、地域課題の解決に取り組む活動
- 令和元年度に複数年度コースとして採択された活動

## 【要件】

- ① 一般助成のみ
  - ・ 複数の区にまたがる広域的活動であること
  - ・ 令和3年4月1日時点において、活動開始後3年以内の初動期における活動であること（平成30年4月2日以降に開始した活動であること）
- ② テーマ別助成、一般助成とも
  - ・ 市内で企画・実施する活動であること
  - ・ 神戸市又は神戸市の外郭団体からの委託・助成金等を受けている活動でないこと（テーマ②における「神戸市多文化交流員」の活用は除きます）
    - ※ 詳細は、25ページ『神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱』第4条を参照してください。
  - ・ 国、兵庫県、神戸市が発表する新型コロナウイルス感染症防止対策やガイドラインに従って活動を実施すること

## 【対象とならない活動】

### テーマ別助成、一般助成とも

- ・ 営利及び学術研究を主目的とした活動
- ・ 宗教的活動又は政治的活動
- ・ 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動
- ・ 市民と市民又は市民と神戸市の相互理解と信頼が得られない活動
- ・ 法令に違反した活動

## 3 対象活動期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

## 4 助成金額及び助成総額

### (1) 助成金額

助成対象経費の合計額の範囲内で、以下の区分に応じた金額、又はマッチングファンド方式（以下のコラム参照）により算出された助成金限度額のいずれか低い額を上限として助成します。

ただし、助成金額は総活動費の2分の1を超えることができません。

区分		金額
テーマ別助成		100万円
一般助成	①単年度コース	80万円
	②複数年度コース(※)	30万円/年間 (3年間合計：上限80万円)

※ 複数年度コースについて

最長3年度にわたって申請ができるコースです。採択された場合2年目以降も年度ごとに審査があります（申請書を提出し、公開企画提案会にも出席してください）。

(2) 助成総額

今回募集分の助成総額は、テーマ別助成300万円、一般助成200万円です。

## ?! マatchingファンド方式とは

活動に必要な資源（ファンド）を出し合う（マッチング）という意味です。

神戸市「協働と参画」推進助成制度では、市民の皆さんの知恵と力が生きる活動を支援するため、活動を行うための資源として、自己資金以外に、活動に無報酬で参画する人（無償スタッフ）の活動時間も、マンパワーとして換算し、助成金限度額に反映できる方法を採用しています。

市民の皆さんが提供する資源（自己資金とマンパワー）と同じ量の資源を、助成金として行政側も提供するという考え方です（補助率最大1/2）。



※ 総活動費 = 自己資金 + 助成金

⇒ 「§3-2 助成金限度額の計算方法」参照



## 5 対象経費

### (1) 助成金充当経費の対象となるもの

対象活動期間内に行われる活動に必要な経費のうち、以下の経費を助成対象とします。

- 報償費のうち、謝礼等に要する経費
- 役務費のうち、通信（切手代等）、運搬、広告、手数料に要する経費
- 委託費のうち、外部発注や広報物の制作等に要する経費
- 使用料のうち、会場使用（付帯設備使用料を含む）、会場設営、車両等の賃借等に要する経費
- 備品・消耗品費のうち、材料購入、印刷等に要する経費（飲食にかかる経費を除く）
- 保険料のうち、活動保険等に要する経費
- 旅費のうち、交通（航空運賃、鉄道運賃等）、宿泊に要する経費

※対象活動に使用するものに限って、「パソコン、タブレット端末」や「通信環境」にかかる経費も「備品・消耗品費」「役務費」に含むことが可能です。

### (2) 助成金充当経費の対象にはならないが、自己資金等充当経費の対象となるもの

以下の経費は助成金を充てることはできませんが、自己資金（活動の資金として実施期間内に団体が調達する会費、入場料、資料代、寄附金、協賛金等）を充てることができます（収支予算書の自己資金等充当経費欄(Ⅲ)に記入し、助成金限度額に反映させることができます）。

- 「(1)助成金充当経費の対象となるもの」のうち、助成金交付申請額を上回る部分の経費
- 有償スタッフの人件費（有償ボランティアの謝金を含む）
- 助成金充当経費合計額の10%以内（間接経費）

### (3) 助成金充当経費及び自己資金等充当経費のどちらにも計上できないもの

以下の経費は助成対象とはなりません（収支予算書及び収支決算報告書に記入できません）。

- 「(1)助成金充当経費の対象となるもの」「(2) 助成金充当経費の対象にはならないが、自己資金等充当経費の対象となるもの」以外の経費（飲食に係る経費等）
- 助成対象期間外の経費
- 領収書等、事業に要した費用を証する書類がない経費（公共交通機関利用時の例外を除く。）

※ 活動スタッフについては次ページのコラムを参照してください。

## ?! 活動スタッフについて

神戸市「協働と参画」推進助成制度における「活動スタッフ」とは、以下の通り「有償スタッフ」と「無償スタッフ」の2つに区分されます。

- ・ 「有償スタッフ」とは、活動を行う団体の専従職員（給与等の報酬を受ける職員）や有償ボランティアのことをさします。
- ・ 「無償スタッフ」とは、活動に無報酬で参画する人のことをさします。

「有償スタッフ」の人件費については、助成金充当経費の対象にはなりません、自己資金等充当経費の対象となります。

「無償スタッフ」の活動時間については、マンパワーとして換算し、収支ともに計上することができます。

## ?! 直接経費と間接経費とは

活動に必要な経費には、大きく分けて、活動に直接関わる経費（直接経費）と、活動を実施するために付随して必要となる経費（間接経費 ※）があります。

本助成では、間接経費を、助成金充当経費の10%を上限として「自己資金等充当経費」に計上することができます。

※ 事務所維持諸経費や管理部門の経費等。ただし、本助成の対象とならない活動に付随する経費や、飲食費等には充当できません。

## § 2 申請手続き

### 1 募集期間

令和3年6月15日（火）～令和3年7月8日（木）

### 2 提出書類

- (1) 助成金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 収支予算書 (様式第2号)
- (3) マンパワー換算額計算書 (様式第3号)
- (4) 事業計画書
  - ※ 事業計画書には「神戸市との協働」について必ず記載してください。  
審査の際に重要なポイントとなります。
- (5) 申請団体の概要が分かる資料 (団体概要書及び団体の規約(定款)等)
- (6) その他、団体の活動の概要がわかる資料  
(ホームページのURL、パンフレット等)
  - ※ 活動の概要がわかる資料の分量はA4サイズで6枚程度を上限とします

申請書の様式は、神戸市ホームページからダウンロードが可能です。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a56164/kurashi/activate/support/npo/suishinjose.html>

「協働と参画」推進助成 で検索

### 3 申請書提出先及び提出方法

電子メールで下記までご提出ください。

提出先：神戸市企画調整局つなぐラボ 社会貢献支援担当

メールアドレス：[plat@office.city.kobe.lg.jp](mailto:plat@office.city.kobe.lg.jp)

※メールの件名を【「協働と参画」推進助成の申請書提出】としてください。

※電子メールで提出が難しい場合のみ、持参、郵送での提出を受け付けます。

提出先：神戸市企画調整局つなぐラボ 社会貢献支援担当 宛て

住所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市役所1号館12階

電話番号：078-322-6491

### 4 提出期限

令和3年7月8日（木）午後5時30分必着

※電子メール、持参、郵送いずれの場合も“必着”のこと

※ 締め切り直前に提出された場合、申請書類の不備等で受理できない場合もありますので、できるだけ早めのご提出をお願いします。

## 5 ヒアリング

申請書の内容について、公開企画提案会前に神戸市からヒアリングを行う予定です。7月下旬にオンラインでの実施を予定していますのでヒアリングへの対応をお願いします。具体的な日時や実施方法は後日申請団体に連絡します。

## 6 事前説明会

本助成制度の事前説明会を下記の日程で開催予定です。（両日とも同じ内容です）出席は必須ではありませんが、申請を予定している団体は可能な限り出席ください。

- (1) 日時：令和3年6月24日（木）19:00～20:00  
          令和3年6月28日（月）15:00～16:00
- (2) 開催方法：オンラインで実施
- (3) 参加申し込み方法：  
    必要事項をメール文面に記載のうえ、電子メールで申し込みください。  
    メールの件名は、【「協働と参画」推進助成の説明会申込】としてください。  
    申し込みいただいた方に、説明会への参加方法をご連絡します。
- (4) 申込先：神戸市企画調整局つなぐラボ 社会貢献支援担当  
          plat@office.city.kobe.lg.jp
- (5) 申込時の必要事項（メール文面に記載してください）
  - ・団体名
  - ・電話番号
  - ・メールアドレス
  - ・参加者氏名
  - ・検討している申請テーマ（テーマ①-1、①-2、②、③、一般）

※説明会への参加が難しい場合は個別に相談を受け付けています。

窓口にお越しになる場合は事前にご連絡ください。

窓口：神戸市 企画調整局 つなぐラボ 社会貢献支援担当

住所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市役所1号館12階

メールアドレス：plat@office.city.kobe.lg.jp

電話番号：078-322-6491

受付時間：募集期間中の平日（月～金 ※祝日除く）

午前8時45分～午後5時30分

## 7 その他、申請に関する注意事項

- ・ 申請にかかる経費は、申請団体の負担とします。
- ・ 提出された申請書類一式は返却いたしません。

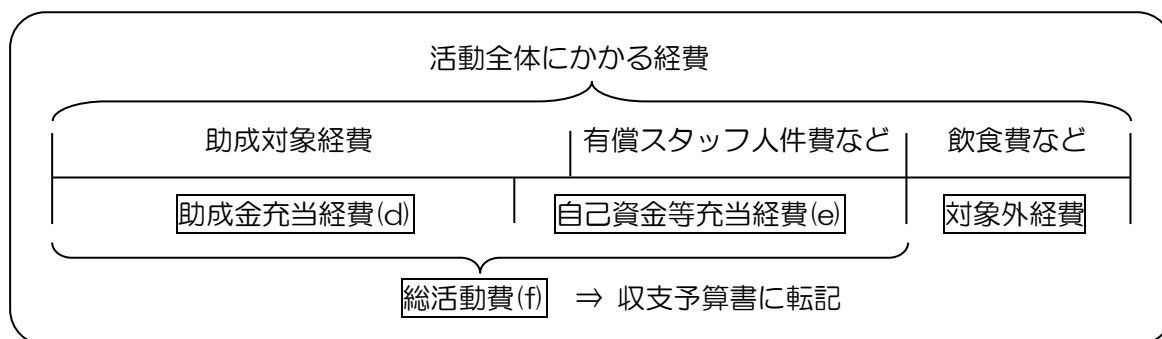
### § 3 助成金限度額・助成金申請額の計算方法

※ 15ページの「収支予算書（書き方例）」をあわせて参照してください。

#### 1 申請様式を書く前に

申請様式のマンパワー換算額計算書・収支予算書を記入する前に、まず活動全体にかかる経費を計算し、団体自身の支出の予定や自己資金の調達計画を表にしてみましょう。それらを基に、該当項目（「§ 1-5 対象経費」参照）を申請様式に転記すればわかりやすいでしょう。

なお、助成金を申請できる金額は助成金限度額以下ですので、助成対象経費の合計額が助成金限度額を上回る場合、その部分の助成金を申請することはできません。この場合、自己資金等より支出することになるので、自己資金等充当経費として計上してください（下図参照）。



#### 2 助成金限度額の計算方法

マッチングファンド方式により、自己資金（活動の資金として実施期間内に団体が調達する会費、入場料、資料代、寄附金、協賛金等）(a)に、活動に無報酬で参画する人（無償スタッフ）をマンパワーとして1人1時間あたり900円(※)と仮定して換算した額(g)を加えた金額が、申請できる助成金の限度額(h※)となります。

※ 900円は、令和3年4月1日時点での兵庫県最低賃金額です。

※ ただし、助成金額及び助成総額については、「§ 1-4 助成金及び助成総額」を参照してください。



例) 自己資金等の合計が10万円、無償スタッフのべ100人が、総活動時間250時間活動した場合

・ 自己資金等合計	100,000円・・・	(a)
・ マンパワー換算額計		
+) (無償スタッフ100人のべ250時間×900円) =	225,000円・・・	(g)
合計(助成金限度額)(テーマ別の場合100万円≥)	325,000円・・・	(h)

以上のように、自己資金等の合計金額が少なくても、活動に関わる人数が多ければ助成限度額は大きくなります。

※ イベント等の単なる参加者（一般参加客）は、無償スタッフには含めません。

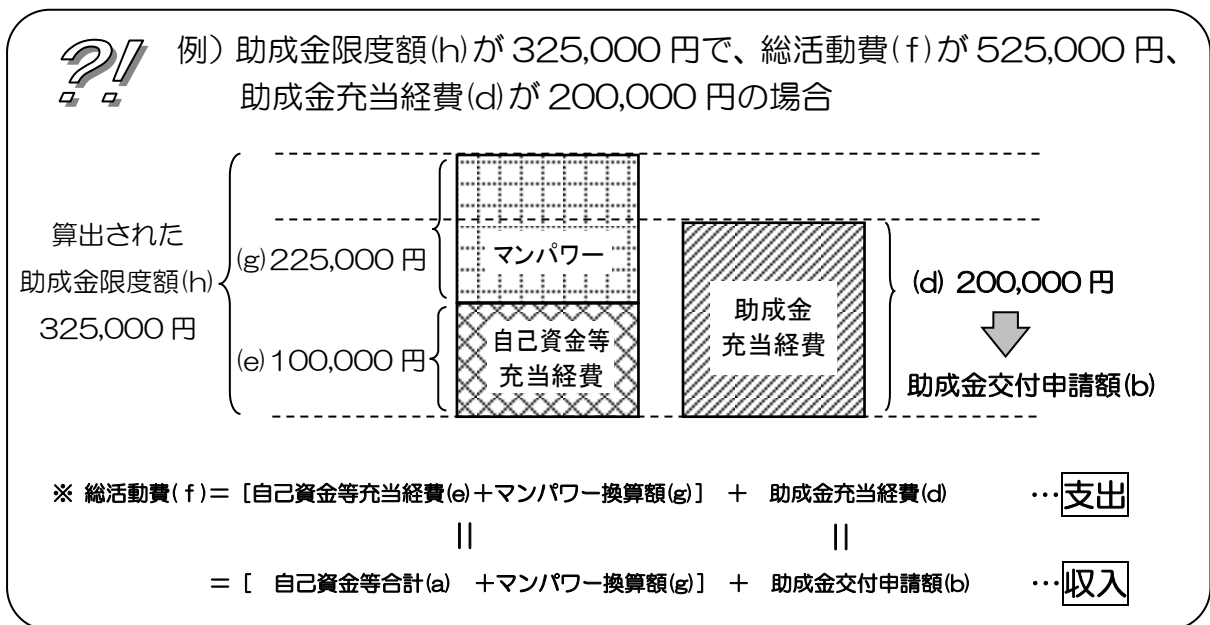
### 3 助成金申請額の計算方法

助成金として申請できる金額（助成金交付申請額(b)）は、「§3-2 助成金限度額の計算方法」により算出した助成金限度額(h)以下で、原則として総活動費(f)から自己資金等充当経費(e)とマンパワー換算額(g)の合計を差し引いた金額となります。

### 4 収支予算書の記入方法

まず、支出の予定表（「§3-1 申請様式を書く前に」参照）より、活動全体にかかる経費から対象外経費を除いた総活動費(f)を計算します。

総活動費(f)のうち、助成対象となる経費が助成金限度額(h)以下であれば、その経費が助成金充当経費(d)となります（以下コラム参照）。



様式第1号（第5条関係）

## 助成金交付申請書

（「協働と参画」推進助成(テーマ別助成・一般助成)）

年 月 日

神戸市長 宛

住 所 〒650-8570  
神戸市中央区加納町6-5-1

団 体 名 NPO法人協働と参画のプラットフォーム

役職・代表者名 理事長 協働 太郎

担当者 協働 花子

担当者電話番号 078-322-6491

担当者e-mail plat@office.city.kobe.lg.jp

下記助成金の交付について、申請します。

いずれかに✓を記入。テーマ別助成の場合、  
( ) 内に申請するテーマの番号を記載。

記

テーマ ( ) / 一般(単年度) / 一般(複数年度) 新規 2年目 3年目

※ いずれかを選択。テーマ別助成の場合、( ) 内に申請するテーマの番号を記載。

助成事業の名称 (活動名)	●●地域憩いの場「●●地域かふえ」		
活動の目的	神戸市●●区の周辺地域においては、住民の高齢化が進み、高齢者が一人で居住するような世帯が増加している。最近では●●地域に新しい住宅が増加し、他地域から移転してきた住民も増加していることから住民間および地域でのコミュニケーションの希薄化が重要な課題となっており、その地域における地域コミュニティ、ネットワークの創出をこの活動の目的とする。		
活動の概要	どこで	神戸市●●区及びその周辺	
	だれのために	神戸市●●区及びその周辺に住む地域住民	
	何をする	①オンラインを活用した「●●地域かふえ」の設置 ②●●地域フェス「フタツキ市」 ③レンタルスペース●●	
助成事業の期間	着手予定年月日	令和3年	4月 1日
	完了予定年月日	令和4年	3月 31日
総活動費	525,000 円		
助成金申請額	200,000 円		
算出の基礎	・収支予算書(様式第2号)のとおり		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支予算書 (様式第2号)</li> <li>・マンパワー換算額計算書(様式第3号)</li> <li>・事業計画書</li> <li>・申請団体の概要が分かる資料</li> </ul>		

## 書き方例

## 収 支 予 算 書

(「協働と参画」推進助成(テーマ別助成・一般助成))

&lt;収入&gt;

(単位:円)

科 目		金 額	内 訳
I 自己資金等	自己拠出金	35,000	
	参加費	45,000	30人×6回×250円
	寄附金	20,000	
	自己資金等合計(a)	100,000	※1 自己資金等充当経費計(e)と同額
マンパワー換算額計(g)		225,000	※2 様式第3号マンパワー換算額計(g)と同額
助成金限度額(h) = (a) + (g)		325,000	
助成金交付申請額(b)		200,000	※3 助成金充当経費計(d)と同額、(h)以下
収入合計(c) = (a) + (b) + (g)		525,000	※4 総活動費(f)と同額

&lt;支出&gt;

(単位:円)

科 目		金 額	内 訳
II 助成金充当経費	〇〇〇〇作成費	35,000	用紙20,000円、製本セット15,000円
	△△△△購入	30,000	1,000×30セット
	広報パンフレット印刷費	120,000	6,000部×20円
	郵送費	4,200	切手代 84×50
	事務消耗品費	800	郵送用封筒代
	ボランティア活動保険	10,000	20人×500円
	助成金充当経費計(d)	200,000	※3 助成金交付申請額(b)と同額
III 自己資金等充当経費	間接経費※(d)の10%以内	20,000	コピー機リース料等
	有償スタッフ人件費	72,000	3,600×1人×20日
	有償スタッフ交通費	8,000	200×2×20日
	自己資金等充当経費計(e)	100,000	※1 自己資金等合計(a)と同額
マンパワー換算額計(g)		225,000	
総活動費(f) = (d) + (e) + (g)		525,000	※4 収入合計(c)と同額

※1 (a) = (e)

※2 (g) = 様式第3号(g)

※3 (b) = (d)、(b) ≤ (h)、(b) ≤ (f) × 1/2

※4 (c) = (f)



## 書き方例 マンパワー換算額計算書

（単位：円）

活動計画（※）	金額	人数 × 時間 × 900 円
4月下旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
5月上旬 ○○○活動準備	4,500	5人 × 1時間 × 900円
5月○日 ○○○活動	27,000	15人 × 2時間 × 900円
6月下旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
6月中旬 ○○○活動準備	4,500	5人 × 1時間 × 900円
7月○日 ○○○活動	27,000	15人 × 2時間 × 900円
7月下旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
8月上旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
8月中旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
9月○日 ○○○活動	27,000	15人 × 2時間 × 900円
9月上旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
10月中旬 ○○○活動準備	4,500	5人 × 1時間 × 900円
10月○日 ○○○活動	27,000	15人 × 2時間 × 900円
11月下旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
11月中旬 ○○○活動準備	4,500	5人 × 1時間 × 900円
12月○日 ○○○活動	27,000	15人 × 2時間 × 900円
1月下旬 ○○○活動打合せ	4,500	5人 × 1時間 × 900円
2月中旬 ○○○活動準備	4,500	5人 × 1時間 × 900円
3月○日 ○○○活動	27,000	15人 × 2時間 × 900円
3月中旬 ○○○活動反省会	4,500	5人 × 1時間 × 900円
		人 × 時間 × 900円
		人 × 時間 × 900円
		人 × 時間 × 900円
		人 × 時間 × 900円
		人 × 時間 × 900円
マンパワー換算額計（g）	225,000	

※ 活動計画は、様式第2号「収支予算書」と「事業計画書」と照合できるようにしてください。

※ 有償スタッフは人数に含めることができません。

書き方例

事業計画書

神戸市●区●●地域、●区△△地域

強調したい表現については、太字・下線を引くなどして、工夫していただいて構いません。

活動地域

活動内容  
(場所、規模、回数、参加者数等を具体的に)

①「●●地域かふえ」の設置  
神戸市●区●●地域にある古民家を借り上げ、地域交流の拠点として高齢者から小さな子どもまで、誰でも気軽に集える場所を開く。新型コロナウイルスの感染対策を徹底しつつ、訪れた人には飲み物を提供、談笑するなどして交流ができる空間を提供する。

②△△地域フェス「フタツキ市」  
神戸市●区△△地域にて、2ヶ月に1回ほどの頻度でオンラインを使ったイベントを開催し、より多くの地域の方々が集いやすく、世代間交流のできる機会を設ける。

③レンタルスペース●●  
自分たちで何かをイベントを行いたいという住民に対して、新型コロナウイルスへの対策を周知徹底したうえで、スペースを貸すなどの協力を行う。

助成により見込まれる効果

●●地域に住む高齢者と子ども、またはそのお母さん世代との交流をかふえ・イベントを通して行い、地域コミュニティを創出する。助成により、チラシやポスター等の広報に力を入れることでより多くの住民さんに知ってもらい、将来につながる活動となることを見込まれる。

来年度以降の事業展開

当活動を継続する一方で、●●地域住民の意見を取り入れ、イベントの内容やかふえの内容の変更を行いたい。  
費用については、新たな基金や企業からの助成、寄付金等を検討する一方、スペース提供の事業などによって、経費を賄うシステムを構築する。

いずれかに○を記入。

助成が不採択となった場合

実施方法 (印を記入)	規模を縮小して 実施する	何らかの方法により この活動を実施する	この活動を中止する
----------------	-----------------	------------------------	-----------

(具体的に)  
他の基金や企業からの助成、寄付金等を募って活動を実施したいと考えている。

## 書き方例

### ■ この活動における、協働の相手方との関わり

この活動を進めるにあたり、必要となる理解や協力の度合い及び協働の方法について、協働の相手方（組織）ごとに記入してください。理解・協力度については、申請時点で該当するものに印を記入してください。

【理解・協力度】 A：既に理解を得ており、活動の協力が得られる。

B：助成金を通じて、理解・協力を求めていく。

区分	相手方の名称・担当課	協働の方法について具体的に	理解・協力度
神戸市との協働 (※)	神戸市●●局●●課	「フタツキ市」(活動内容②)で神戸市の取り組みについての講演を依頼する。	A・B
	●●区●●課	説明会等でチラシを使った広報を依頼する。	A・B
			A・B
			A・B
神戸市以外の団体との協働	●●区社会福祉協議会	本活動(①、②、③)における活動スタッフ呼びかけの協力を求める。	A・B
	●●民生委員	●●地域かふえ(活動内容①)の実施にあたって、運営スタッフのスタッフとして協力いただく。	A・B
	●●ふれあいのまちづくり協議会	回覧等で団体の紹介用チラシ等を回覧いただく。	A・B
	●●老人会	回覧等で団体の紹介用チラシ等を回覧いただく予定。	A・B
	NPO 法人●●	「フタツキ市」(活動内容②)について、企画案一緒に検討する。	A・B

※ 「神戸市との協働」は、審査のポイントとして重視されます。

(現在は協働を行ってなくても協働を求めていく場合は『B』で記入して下さい)

※ 担当課の名称などわからない場合はご相談ください。

## 書き方例

## 団 体 概 要 書

団 体	名 称 <small>(ふりがな)</small>	NPO 法人 <small>きょうどう</small> 協働と <small>さんかく</small> 参画のプラットフォーム
	代表者氏名 <small>(ふりがな)</small>	理事長 <small>きょうどう</small> 協働 <small>たろう</small> 太郎
	ホームページ	<a href="http://www.city.kobe.lg.jp/">http://www.city.kobe.lg.jp/</a>
設 立 目 的	神戸市●区の周辺地域においては、住民の高齢化が進み高齢者が一人で居住するような世帯が増加していることと、新しい住宅が増加し他地域から移転してきた住民も増加していることから、地域でのコミュニケーションの希薄化が重要な課題となっており、地域での結束を高めてより良いまちにするために設立した。	
活 動 概 要	神戸市●区地域における住民の有志で当団体を立ち上げ、地域における課題の協議を行ってきた。 昨年度、団体で古民家を借り、内装リフォームなどを行った。 それに並行して、毎月 1 回の会議の場を設け、場所の創設にあたってのコンセプトやルール、イベントの内容、広報の方法などを団体内で話し合ってきた。	
構 成 ( 名 簿 )	理事長	協働 太郎
	副理事長	協働 花子
	理事	●● ●●
	理事	●● ●●
	理事	●● ●●
	監事	●● ●●

## § 4 審査

### 1 申請書類による要件審査（一次審査）

申請された活動が多数である場合、神戸市は、申請書類による審査を行います。この審査で不採択となった場合、文書により申請団体に通知します。

### 2 公開企画提案会（二次審査）

申請書類及び申請団体による公開企画提案会での提案説明を受け、外部委員を含む選考委員が以下の項目について総合的に審査し、助成の採択団体及びその活動候補を決定します。

#### (1) 審査項目

##### ① テーマ別助成、一般助成（新規のみ）

審査項目	審査内容
公益性 (10点)	解決に取り組む課題は、市民にとって必要性の高い課題か。
計画性 (10点)	課題に対しての解決の手法は適切か。
	経費の積算は、無駄のない妥当なものか。
効果 (15点)	行政と協働することで、より効果的に課題が解決できるか。
	多数の市民の参画を得たり、地域内連携によって活動したりするなど、地域力を高めることができるか。
	活動の効果が、限られた地域にとどまらず、他地域にも波及することが見込まれるか。
先駆性 (5点)	提案内容や活動内容が斬新で、他地域のモデルとなるものか。
将来性 (10点)	適切な受益者負担を求めたり、協賛金を募ったりするなど、資金面で活動の継続が見込めるか。
	専門的なノウハウを蓄積したり、関係団体と連携を図ったりするなど、将来にわたって活動の継続が見込めるか。

## ② 一般助成（複数年度コース2年目以降）

審査項目	審査内容
前年度の 評価 (30点)	当初の計画通りに活動が行われたか。
	行政との協働が進んだか。
	翌年度以降にも活用できる成果が形成されたか。
計画性 (20点)	前年度の活動実績を踏まえた計画となっているか。
	経費の積算は、無駄のない妥当なものか。

※ 採点を集計した結果、満点の50%以下の審査項目が1つでも該当する場合は「不採択」とさせていただきますので、ご了承ください。

（例）公益性の場合

満点：10点×6人（選考委員）＝60点 ⇒ 30点以下で不採択

### (2) 公開企画提案会日

令和3年8月4日（水）に開催する予定です。

※ 具体的な開催日時・場所等については後日申請団体に通知します。

※ 申請団体は必ず出席してください（一次審査で不採択通知を受けた団体を除く）。当日欠席された場合、審査対象から除外し、不採択とします。

## 3 審査結果の発表

神戸市は、選考委員の意見を尊重し、採択団体とその活動を決定します。また、採択団体については助成金の交付予定額を決定します。

公開企画提案会より2週間以内を目途に、申請団体に対し、助成の採否を文書または電子メールにより通知します。採択団体に対しては、併せて助成金の交付予定額を通知します。

また、審査の結果、申請額から減額して採択する場合や、より良い活動をしていただくために条件を付して採択する場合があります。

## § 5 採択後の手続き・活動報告等

### 1 採択後の主な流れ

神戸市が採択団体と助成金の交付予定額を決定



助成金交付決定通知書の交付

二重線は採択団体の提出物

(活動実施中)

活動内容の変更がある場合、助成金交付決定内容変更承認申請書の提出

【§5-2 参照】

↓ 概算交付の必要がある場合、概算払請求書の提出【§5-6 参照】

活動終了後、助成事業実績報告書の提出【§5-3 参照】



報告書審査後、助成金額確定通知書の交付【§5-4 参照】



助成金請求書の提出【§5-5 参照】



助成金の交付

### 2 活動内容の変更

- (1) 採択された企画・活動内容は、神戸市の承諾なく変更することはできません。活動の実施内容に変更が生じる場合は、事前に報告してください。
- (2) (1)の場合において、企画・活動内容に大きな変更があるときは、助成金交付決定内容変更承認申請書(様式第6号)を提出していただきます。  
※ 収支予算書、マンパワー換算額計書、事業計画書の添付が必要です。
- (3) 助成金交付決定内容変更承認申請書の提出があったときは、神戸市は総合的に判断し、文書または電子メールによりその変更の適否を通知します。  
※ 予め、変更内容について選考委員の意見を聞く場合があります。  
※ 変更内容によっては助成金交付予定額を減額することがあります。

### 3 活動報告

活動終了後20日以内または令和4年4月8日(金)のいずれか早い日までに、以下の活動の報告にかかる書類を提出してください。

- 助成事業実績報告書 (様式第11号)
- 収支決算報告書 (様式第12号)
- マンパワー換算額計算報告書 (様式第13号)
- 事業の実施状況が確認できる書類  
(事業に要した費用を証する書類を添えること)
- その他、活動内容のわかる資料(記録写真等)

## 4 助成金額の確定

神戸市は、活動の報告にかかる書類の提出を受けた後、その内容を審査の上、助成金交付予定額の範囲内で交付する助成金の額を確定し、助成金額確定通知書により、各団体に通知します。

## 5 助成金の交付

助成金額確定通知書を受け取った団体は、助成金請求書（様式第 15 号）により、すみやかに助成金を請求してください。神戸市は、団体からの請求を受けた後、助成金を交付します。

## 6 助成金交付の特例

活動終了前に助成金が必要な場合において、請求書・領収書等により支出金額の確認ができるときは、概算払請求書（様式第 10 号）を提出することにより、前もって助成金交付予定額の一部を請求することができます。請求する時期・手続き等については別途ご相談ください。

## 7 助成金の取り消し

以下のいずれかに該当する場合は、助成金交付の一部もしくは全部を取り消す場合があります。

- ・ 助成金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
- ・ 助成金を助成対象活動以外に使用したとき
- ・ 助成金交付の条件その他神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱の規定に違反したとき
- ・ 神戸市補助金等の交付に関する規則に定める調査及び是正措置要求に従わないとき。

## 8 活動記録の保存及び情報公開

- (1) 助成事業実績報告書等を含む活動に関する書類は、令和 9 年 3 月末日まで保存し、団体の事務所等に備え置いてください。また、団体の構成員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧させてください。
- (2) 協働と参画の取り組みを主体的に実施する団体として、広く市民の理解・支持を得られるよう、自らの活動内容等の情報公開に積極的に努めてください。



## 9 公開活動報告会の実施

活動の成果や反省点等について発表する公開活動報告会の開催を、令和4年6月頃に予定しています。日時・場所等の詳しい内容は、決まり次第お知らせしますので、必ず出席してください。

## 10 その他

- (1) この助成事業は、市民と行政とがお互いの役割を尊重し、共に課題解決に取り組む「パートナーシップ」により事業をすすめていただくものです。この助成は、市民主体の積極的な地域課題や社会課題解決のための取り組みを支援するものですが、市民と行政それぞれの資源を活用して、よりよい成果をつくりだせるようにしてください。
- (2) 協働をより効果的に進めるため、活動の実施状況について、随時、神戸市企画調整局つなぐラボに対して、情報提供や相談・進捗報告等をしてください。
- (3) 協働と参画の取り組みを広く紹介・発信するため、活動内容等を神戸市のホームページ等に掲載する場合があります。活動の取材にご協力ください。
- (4) 採択された活動について、団体の概要や活動内容を随時ヒアリングさせていただきますことがあります。また助成対象期間終了後においても、必要に応じてヒアリングをさせていただきますことがありますので、ご協力をお願いします。
- (5) 神戸市に提出された各種書類については、個人情報保護の対象となる部分を除き、公開される場合がありますので、予めご了承ください。

## 神戸市「協働と参画」推進助成に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と市の相互理解と信頼のもとに市民が自ら企画・提案し、実施するよりよい地域づくりのための活動（以下『「協働と参画」推進活動』という。）及び阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地支援活動等に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 「協働と参画」推進助成（以下「助成」という。）は、前条の「協働と参画」推進活動及び阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動を支援することで、市民と市民、市民と市の協働を進め、地域の力と市民の活力を高めていくことを目的とする。

### (助成区分)

第3条 前条の助成は、次の各号のとおりに区分する。

(1) 一般助成

地域課題を市と協働で解決するための初動期の活動で、かつその目的が複数の区にまたがる活動に対する助成

(2) テーマ別助成

市が提示するテーマに沿って、市と協働で取り組む活動に対する助成

(3) 被災地等支援助成

阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動に対する助成

(4) 認定NPO等支援助成

神戸市「協働と参画」推進寄附金（団体支援寄附）対象団体登録要領に基づく登録団体が行う社会課題を解決するための活動に対する助成

(5) 市内又は市外で大規模災害が発生した場合に実施する緊急の復旧復興活動に対する助成

2 前項第1号に規定する一般助成は、さらに次の各号のとおりに区分する。

(1) 単年度コース

1年度のみ助成

(2) 複数年度コース

連続複数年度（最長3年度）にわたり申請可能な助成

### (対象活動)

第4条 助成の対象となる活動は、別表1に定めるとおりとする。

2 前条第1項第5号の助成区分における助成対象活動は、市長が別に定める。

(対象団体)

第5条 助成の対象となる団体は、別表2に定めるとおりとする。

2 第3条第1項第5号の助成区分における助成対象団体は、市長が別に定める。

(対象経費)

第6条 第3条第1項各号の助成区分（以下「各助成区分」という。）における助成の対象となる経費は、それぞれの施行細目に定める。

2 助成対象経費は、第8条の助成対象期間内に納品・履行が完了した経費とする。

(助成金の上限額)

第7条 助成金の上限額は、予算の範囲内で別表3に定めるとおりとする。

2 第3条第1項第5号の助成区分における助成金の上限額は、市長が別に定める。

(助成対象期間)

第8条 助成対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 第3条第1項第5号の助成区分における助成対象期間は、市長が別に定める。

(交付申請)

第9条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、各助成の施行細目に定める書類を、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項第2号による助成の採択を受けた団体で、2年度目以降も助成を受けようとするものは、各年度において前項に定める申請を要するものとする。

3 一の申請団体は、各助成区分につき、複数の申請活動を申請することはできないものとする。

(要件審査)

第10条 市長は、申請活動及び申請団体が別表1及び別表2に定める要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として申請団体に通知するものとする。

(公開企画提案会の開催)

第11条 市長は、助成金交付の可否を決定するにあたり、申請団体（前条の規定により不採択通知を行った団体を除く。）に対し、公開企画提案会での提案説明を求めるものとする。

2 市長は、申請団体が前項の公開企画提案会を欠席した場合、不採択として申請団体に通知するものとする。

3 市長は、申請活動が多数である場合に、第1項に規定する公開企画提案会を開催する前に、申請書類による審査を行い、不採択として申請団体に通知することができる。

(選考委員会)

第12条 市長は、助成の採択団体（以下「採択団体」という。）を選考するため、選考委員

会を設置するものとする。

- 2 選考委員会は、申請書類及び第11条に定める公開企画提案会での提案説明の内容を受け、第3条第1項第1号から第4号及び同条第2項各号の助成区分に応じて別表4に定める項目に基づき総合的に審査し、市長に報告する。
- 3 選考委員会は、原則非公開とする。
- 4 市長は、選考委員会の報告をふまえ、採択団体を決定するものとする。

(交付の決定)

第13条 市長は、補助金規則第6条による助成金の交付決定を行うときは、各助成の施行細目に定める書類により申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による助成金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、各助成の施行細目に定める書類をもって申請団体に通知するものとする。
- 3 前二項の場合において、市長は、助成金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(助成事業の変更)

第14条 採択団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするとき、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは各助成の施行細目に定める書類を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を各助成の施行細目に定める書類により、採択団体に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の判断を行う場合、あらかじめ第12条第1項に定める選考委員会の意見を聞くことができる。

(助成金の概算払)

第15条 採択団体は、補助金規則第18条第2項に基づく助成金の概算払を受けようとするときは、請求書、領収書等で既に執行した金額（以下「執行金額」という。）が確認できる場合に限り、各助成の施行細目に定める書類により、執行金額及び第13条に定める助成金交付決定額の範囲内で、市長に助成金の一部交付を請求することができる。

- 2 市長は、その請求内容が適当と認めたときは、採択団体に対し、概算払で助成金を交付する。

(実績報告書の提出)

第16条 採択団体は、補助金規則第15条に基づき助成事業の実績を報告しようとするときは、活動終了後20日以内、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、各助成の施行細目に定める書類を市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項第2号による採択団体は、各年度において、実績報告書等を提出しなければならない。
- 3 市長は、採択団体に対し、公開活動報告会での活動報告を求めることができる。

(交付額の確定)

第17条 市長は、補助金規則第16条による助成金の交付額の確定を行ったときは、各助成の施行細目に定める書類により、速やかに採択団体に通知するものとする。

(助成金の請求)

第18条 採択団体は、助成金の交付を受けようとするときは、各助成の施行細目に定める書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を採択団体に支払うものとする。

(活動の評価)

第19条 市長は、採択団体に対し、活動終了後、活動の効果又は実績のヒアリングを行うことができる。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を各助成の施行細目に定める書類により当該採択団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

(緊急の復旧復興活動の場合の取り扱い)

第21条 第3条第1項第5号に定める緊急の復旧復興活動の場合においては、この要綱の定めを適用せず、市長が別に定める取り扱いによることができる。

(施行細目)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、施行細目において市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月28日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 対象活動（第4条関係）

区分	助成対象活動
一般助成 （第3条第1項第1号）	<p>地域課題を市と協働で解決していく活動で、かつ、次に掲げる要件に適合する活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内で企画・実施する活動であること。</li> <li>(2) 複数の区にまたがる広域的活動であること。</li> <li>(3) 助成対象期間の初日において、活動開始後3年以内の初動期における活動であること。</li> <li>(4) 助成対象期間に実施する活動であること。</li> <li>(5) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと。</li> <li>(6) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと。</li> <li>(7) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。</li> <li>(8) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。</li> <li>(9) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。</li> <li>(10) 法令に違反した活動でないこと。</li> </ol>
テーマ別助成 （第3条第1項第2号）	<p>市が提示するテーマに沿って、市と協働で取り組む活動で、かつ、次に掲げる要件に適合する活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 市内で企画・実施する活動であること。</li> <li>(2) 助成対象期間に実施される活動であること。</li> <li>(3) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと。                      （ただし、活動の付帯条件として認める場合を除く）</li> <li>(4) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと。</li> <li>(5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。</li> <li>(6) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。</li> <li>(7) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。</li> <li>(8) 法令に違反した活動でないこと。</li> </ol>
被災地等支援助成 （第3条第1項第3号）	<p>阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動で、かつ、次に掲げる要件に適合する活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ①全国各地の被災地（災害救助法適用地域、以下同じ。）で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動又は②全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動であること。</li> <li>(2) 助成対象期間に実施される活動であること。</li> <li>(3) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと。</li> <li>(4) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと。</li> <li>(5) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。</li> <li>(6) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。</li> <li>(7) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。</li> <li>(8) 法令に違反した活動でないこと。</li> </ol>
認定NPO等支援助成 （第3条第1項第4号）	<p>社会課題を解決する活動で、かつ、次に掲げる要件に適合する活動。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 助成対象期間に実施される活動であること。</li> <li>(2) 市又は市の外郭団体から委託・助成金等を受けている活動でないこと。</li> <li>(3) 営利及び学術研究を主目的とした活動でないこと。</li> <li>(4) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。</li> <li>(5) 市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。</li> <li>(6) 市民と市民又は市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること。</li> <li>(7) 法令に違反した活動でないこと。</li> </ol>

別表2 対象団体（第5条関係）

区分	助成対象団体
一般助成 （第3条第1項第1号） テーマ別助成 （第3条第1項第2号）	企画した活動の完了まで責任を持って遂行できる団体で、かつ、次に掲げる要件に適合する団体。 (1) 市内に活動拠点があること。 (2) 営利を主目的とした団体でないこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条に定める暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体でないこと。
被災地等支援助成 （第3条第1項第3号）	全国各地の被災地又は市内で阪神・淡路大震災の教訓を活かした被災地・被災者支援活動ができる団体で、かつ、次に掲げる要件に適合する団体。 (1) 市内に活動拠点があること。 (2) 営利を主目的とした団体でないこと。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条に定める暴力団又は暴力団と密接に関連のある団体でないこと。
認定NPO等支援助成 （第3条第1項第4号）	神戸市「協働と参画」推進寄附金（団体支援寄附）対象団体登録要領に基づく登録団体。

別表3 助成金の額（第7条関係）

区分	助成金の上限額
一般助成 単年度コース （第3条第1項第1号） （第3条第2項第1号）	総活動費の範囲内で、80万円を上限とする。 ただし、自己資金（活動の資金として実施期間内に団体が調達する会費、入場料、資料代、寄附金、協賛金等）に、無報酬で活動に従事する者の人件費相当額（換算方法については施行細目に定める。）を加えた額を超えることができない。
一般助成 複数年度コース （第3条第1項第1号） （第3条第2項第2号）	総活動費の範囲内で、一年度につき30万円、3年度合計80万円を上限とする。 ただし、自己資金（活動の資金として実施期間内に団体が調達する会費、入場料、資料代、寄附金、協賛金等）に、無報酬で活動に従事する者の人件費相当額（換算方法については施行細目に定める。）を加えた額を超えることができない。
テーマ別助成 （第3条第1項第2号）	総活動費の範囲内で、100万円を上限とする。 ただし、自己資金（活動の資金として実施期間内に団体が調達する会費、入場料、資料代、寄附金、協賛金等）に、無報酬で活動に従事する者の人件費相当額（換算方法については施行細目に定める。）を加えた額を超えることができない。
被災地等支援助成 （第3条第1項第3号）	①「全国各地の被災地で行政や市民団体等と連携し、かつ、阪神・淡路大震災の経験やノウハウを伝える活動」の場合 総活動費の範囲内で、50万円を上限とする。 ②「全国各地の被災地から市内へ避難して来られた方を支援する市内での活動」の場合 総活動費の範囲内で、25万円を上限とする。
認定NPO等支援助成 （第3条第1項第4号）	前々年度末までの助成対象寄附金残額（※）に前年度中の寄附金総額を加えた額の9割を上限とする。 ※前々年度末までの助成対象寄附金残額とは、前々年度末までの寄附金総額から前年度末までに助成した金額に100/90を乗じた額を差し引いた額をいう。



別表4 選考委員会（第12条関係）

区分	審査項目						
	公益性	計画性	効果	先駆性	将来性	前年度の 評価	活動適性
一般助成 単年度コース・複数年度 コース1年度目 (第3条第1項第1号) (第3条第2項第1号) (第3条第2項第2号)	○	○	○	○	○		
一般助成 複数年度コース2年度目 以降 (第3条第1項第1号) (第3条第2項第2号)		○				○	
テーマ別助成 (第3条第1項第2号)	○	○	○	○	○		
被災地等支援助成 (第3条第1項第3号)	○	○	○				
認定NPO等支援助成 (第3条第1項第4号)							○

# 「協働と参画」推進助成についてのQ & A

## 1 申請の前に

Q1 活動は神戸市内で行いますが、団体の事務所は市外にあります。申請できますか。

A1 団体の所在地が市外であっても、支部などの活動拠点が市内にあれば対象団体となります。申請時には、活動拠点の連絡先もお知らせください。

Q2 一般助成に申請する場合、平成30年4月1日以前に開始した活動は、なぜ対象にならないのですか。

A2 一般助成は、初動期の立ち上げ支援のための助成として、助成対象期間の初日において活動開始から3年以内のものを対象としています。それより前から継続している活動は、この助成金を頼らず、資金的にも自立を目指していただきたいと考えています。

Q3 私達の団体は、設立10年目ですが、一般助成の対象団体になりますか。

A3 一般助成の場合、提案される活動が、令和3年4月1日現在で活動開始から3年以内であれば対象となります。団体の設立年数は考慮しません。

## 2 対象活動について

Q4 市内と市外の両方で活動したいのですが、その場合は対象になりますか。

A4 助成の対象活動は、市内で行われるものに限りです。市内での活動について申請してください。なお、国外や市外の地域を支援することを目的に市内で行われる活動は対象外です。

Q5 単発のイベントを行いたいのですが、対象活動になりますか。

A5 イベントそのものは対象外ではありませんが、活動の「将来性」や「効果」についても審査されます（⇒「§4-2 公開企画提案会（二次審査）」参照）。

Q6 令和3年度中に準備を行い、令和4年4月にイベントを開きたいのですが、対象になりますか。

A6 実質の活動を、令和3年度中に実施していただく必要があります。実施に向けての調査・研究・準備のみの活動は対象外です。

Q7 参加費やサービスの対価をもらうなど、有料で行う活動は対象になりますか。

A7 対象となります。活動を継続するためにも、積極的に有料で行い、自己資金として活用してください。協賛金や寄附金などの資金調達も積極的に行ってください。

## 3 助成金について

Q8 参加者のお弁当代に助成金を使うことができますか。

A8 対象期間内に行われる活動に必要な経費（例えば、印刷費用、消耗品の購入費用など）が対象となりますが、飲食費などに助成金を使うことはできません（⇒「§1-5 対象経費」参照）。

Q9 助成金はいつ支払われますか。

A9 原則として活動終了後に提出される助成事業実績報告書に基づき(報告書精査後に)支払われます。なお、必要経費の立替払い等により資金が不足する場合は、活動終了前であっても、助成金交付予定額の一部を支払う制度がありますのでご相談ください。

Q10 他の助成金にも申請中ですが、両方採択された場合、併用できますか。

A10 民間の助成金については、自己資金として活用していただいて構いません。他の助成制度へ申請中のものについては、結果次第で資金計画などに変更が出るとお考えいただけますので、事前にご相談ください。なお、神戸市又は神戸市の外郭団体からの委託・助成等を受けている活動は、当助成では対象外となり申請できません。

## 4 その他

Q11 協働する神戸市の担当課は必要ですか。

A11 申請時点において、必ずしも協働している必要はありませんが、活動する上では必ず協働のパートナーとなる担当課が必要ですので、事前に担当課を調べておいてください。

## 申請に関するご相談

募集期間中の平日(月～金・祝日除く)の午前8時45分から午後5時30分まで、常時受け付けています。お越しになる際には、事前にご連絡ください。

※ 締切直前に提出された場合、申請書類の不備等で受理できない場合もありますので、できるだけ早めのご提出をお願いします。

お問い合わせ、申請書提出窓口は...

神戸市 企画調整局 つなぐラボ

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1 神戸市役所1号館12階

T E L : 078-322-6491

F A X : 078-322-6115

e-mail : [plat@office.city.kobe.lg.jp](mailto:plat@office.city.kobe.lg.jp)

o p e n : 午前8時45分～午後5時30分(月～金・祝日除く)